

複製品貸出にかかる画像利用規約

独立行政法人国立文化財機構
文化財活用センター

1. 利用の範囲

独立行政法人国立文化財機構（以下、「当機構」という）の所有する複製品の貸出を国立文化財機構文化財活用センター（以下、「当センター」という）が行う場合、当該複製品等の画像（以下、「提供画像」という）を無償で提供します。

2. 利用の制限

複製品貸出申請書に記載された目的以外に提供画像を利用することはできません。作品のイメージを傷つける利用はできません。また、いかなる場合でも利用者が第三者に提供画像を譲渡することはできません。

3. 必要な表示及び出典の明示

提供画像には必ず、複製品名・所蔵先・原品の作者名（特定できる場合）・原品の所蔵先・出典（当センター）を明示してください。また、画像の部分利用やトリミング等の操作を行った場合は、利用者において「部分」等とその旨を明示し、原則として全体図を添付掲載するようにしてください。

4. 免責

提供画像の利用によって生じたいかなる結果についても、当センターは責任を負いません。

5. 成果物の提出

提供画像を利用して、展覧会やイベント、教育プログラム等の広報印刷物・目録・図録・報告書類を作成した場合は、当センターに3部提出してください。

6. 画像データの破棄

提供画像のデータは利用者が厳重に管理し、ご利用後は速やかに消去、または廃棄してください。

以 上